

新婚夫婦の スタートアップを 応援します



事前申込・相談がまだの方は 速やかにご連絡ください

※特に婚姻や申請が2月、3月になる場合は、事前申込・相談がないと受付できないことがあります【令和8年度分(4月～)は6月上旬に開始予定です】

結婚資金にお悩みのカップルに

◆住宅の賃借費

(賃料・共益費6か月分、敷金、礼金、仲介手数料)

◆引越費用 など

最大 **100** 万円を補助

※夫婦の年齢により補助額が変わります

対象世帯 主な要件

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した夫婦
 - 婚姻日の年齢が夫婦のどちらかが39歳以下でもう一方が29歳以下
 - 令和6年中の夫婦合計所得が500万円未満(奨学金を返済している場合は、年間の返済額を控除)
 - 福井市内に住民票の登録がある夫婦
- ほか、3年以上継続して市内に住むこと、市税滞納がないことなど

補助額

	夫(妻)	妻(夫)
29歳以下	25歳以下	最大100万円
	26～29歳	最大60万円
30～39歳	25歳以下	一律40万円
	26～29歳	一律30万円

※詳しくは裏面のフローチャートをご覧ください

問合せ・申請先：福井市女性活躍促進課 (〒910-0858 福井市手寄1-4-1 AOSSA 5階)

TEL:0776-20-5353 MAIL:josei@city.fukui.lg.jp

対象世帯フローチャート

スタート

婚姻日は令和7年1月1日から
令和8年3月31日までの間ですか？

【婚姻日】 令和 ____年 ____月 ____日

いいえ

令和6年中（R6.1.1～R6.12.31）に
貸与型奨学金を返済した方はいますか？

【令和6年中の奨学金返済額】

夫： _____ 円 + 妻： _____ 円

いいえ

補助の対象となりません。

令和6年中（令和7年度所得証明書で確認）の
夫婦の所得の合計額は500万円未満ですか？

【令和6年中の所得金額】

夫： _____ 円 + 妻： _____ 円

はい

夫婦の所得の合計金額から、
奨学金返済額を控除すると
500万円未満ですか？

いいえ

婚姻日の年齢は
夫婦のどちらかが39歳以下で
もう一方が29歳以下ですか？

【婚姻日の年齢】 夫： ____ 歳 妻： ____ 歳

はい

いいえ

婚姻日の年齢は
夫妻二人ともが29歳以下ですか？

【婚姻日の年齢】

夫婦が家賃を支払っている賃貸住宅(※)に
夫婦で住んでいますか？

※空き家情報バンク登録物件及び市営特定公共賃貸住宅は除きます

はい

いいえ

いいえ

婚姻日の年齢は
夫婦のどちらかが25歳以下ですか？

はい

いいえ

婚姻日の年齢は
夫婦のどちらかが25歳以下ですか？

はい

いいえ

最大100万円

最大60万円

一律40万円

一律30万円

上記補助額の対象となる可能性があります。

申請を希望する方は、ホームページ内の事前申込フォームを入力後、
必要書類をご用意の上、窓口または郵送でご提出ください。



市ホームページURL